

神石高原町第9期高齢者プラン

(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画)

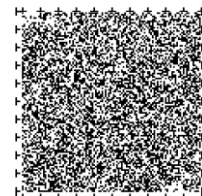
概要版

令和6(2024)年3月

神石高原町

この冊子には、音声コードが右ページの右下、左ページの左下に印刷されています。スマートフォン専用アプリ「Uni-Voice アプリ」で読み取ると、内容を音声で聞くことができます。音声コードの位置を把握できるよう、コードの横に半円の切り欠きを施しています。

Uni-Voice



1 計画策定の趣旨

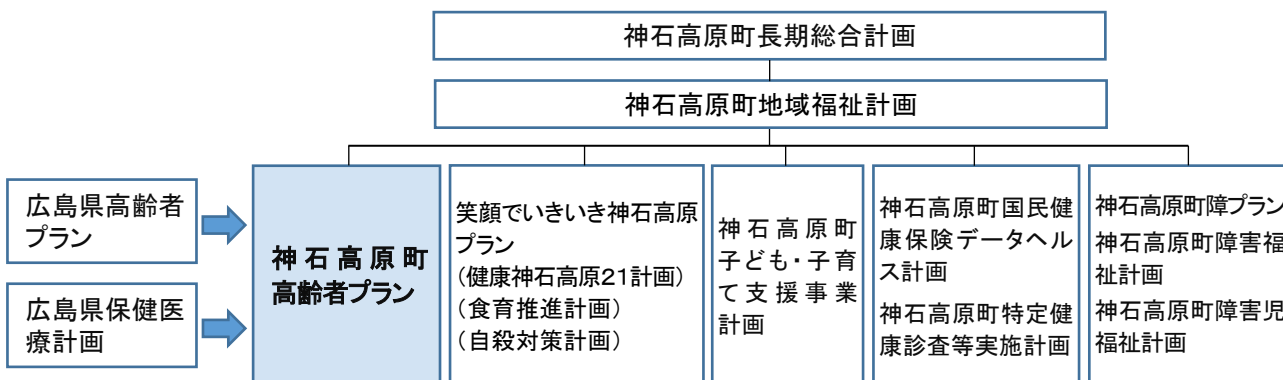
平成 12（2000）年度に導入された介護保険制度は、介護が必要な高齢者を社会全体で支える仕組みとして創設されました。その後、予防システムの確立や地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの設置等、様々な進化を遂げてきました。これらの取組を通じて、地域において可能な限り安心して生活できる地域包括ケアシステムの構築が進展してきました。

全国的に高齢者人口がピークを迎える令和 22（2040）年を見通すと、85 歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを必要とする要介護高齢者が増加する一方で、生産年齢人口が急減していきます。このような状況下で、中長期的な地域の人口動向や介護ニーズを考慮に入れつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護人材の確保、生産性向上の取組が重要となっています。

当町でも、人口減少の中で高齢化率の増加と生産年齢人口の減少が進んでいます。高齢者が住み慣れた地域での生活を続けるためには、医療・介護の連携に加え、生活支援サービスや住民の支え合い等による地域包括ケアシステムの更なる深化・推進が必要です。これまでの取組を受け継ぎながら、高齢者一人ひとりが輝き、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「神石高原町第 9 期高齢者プラン」を策定することとなりました。

2 計画の位置づけ

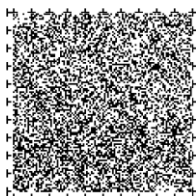
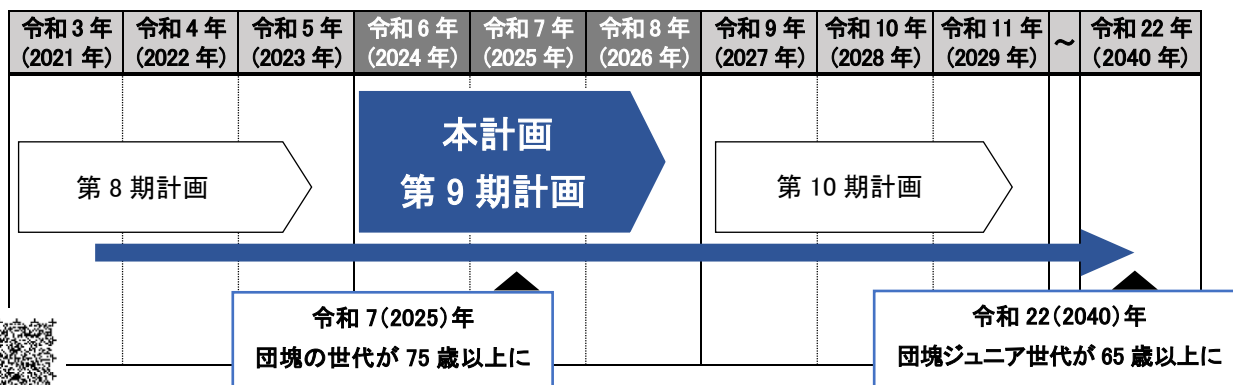
本計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく高齢者福祉計画及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく介護保険事業計画を一体のものとし、「地域包括ケア計画」として策定します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和 6（2024）年度～令和 8（2026）年度の 3 年間とします。

団塊の世代が 75 歳以上になる令和 7（2025）年を本計画期間中に迎えます。また、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22（2040）年を見据え、中長期的な視点に立った計画を策定します。



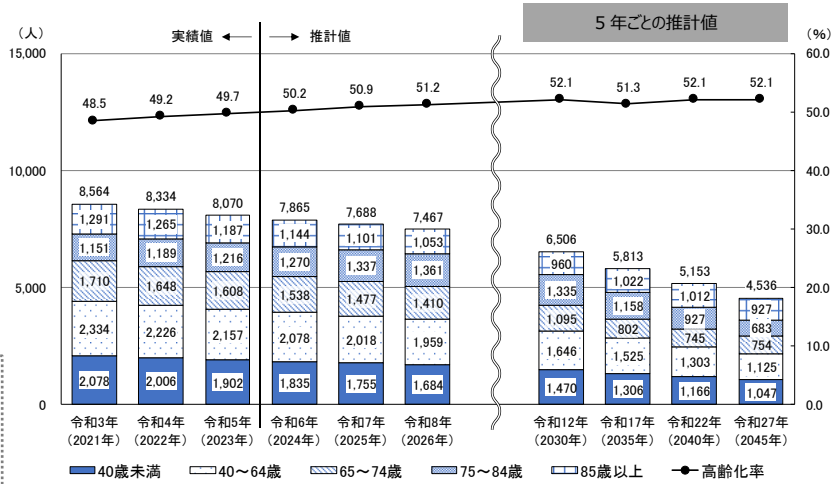
4 高齢者を取り巻く状況

高齢者人口の推移と推計

町の人口は減少傾向で推移しており、令和27(2045)年では4,536人になると推計されます。

高齢化率は令和6(2024)年に50%を超えますが、その後は52%台で推移していくことが予想されます。

・住民基本台帳+外国人登録人口 令和3(2021)年～令和5(2023)年は9月末時点の実績値
 ・令和6(2024)年～令和8(2026)年は住民基本台帳の実績値よりコーホート変化率法による推計値
 ・令和12(2030)年～令和27(2045)年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」による推計値

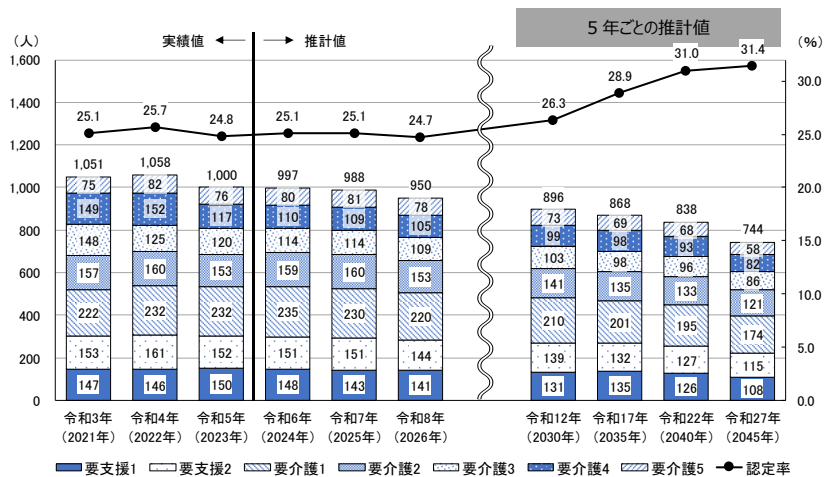


要介護等認定者数の推移と推計

要介護(要支援)認定者数の推計をみると、第9期(令和6(2024)年～令和8(2026)年)中は減少傾向で推移すると見込まれ、令和22(2040)年には838人になると推計されます。

認定率は25%弱で推移していきますが、令和22(2040)年には30%を超えると推計されます。

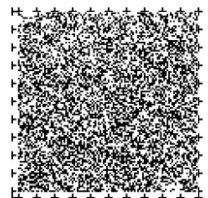
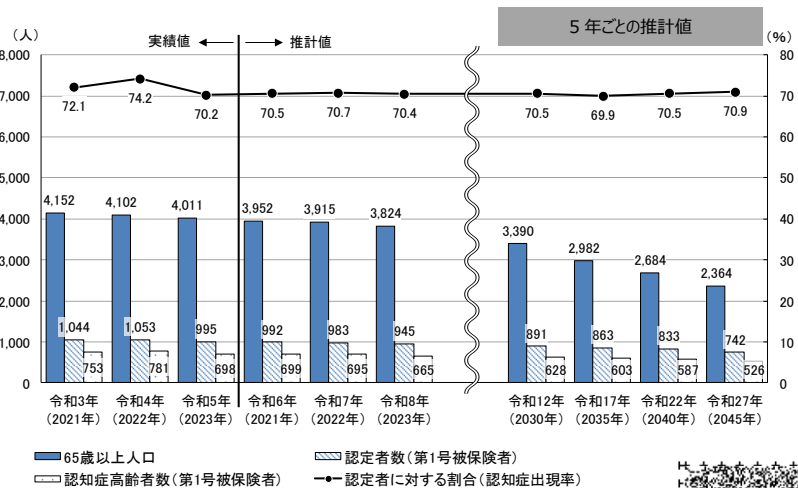
・実績値は介護保険事業状況報告(各年9月末)、推計値は「見える化」システム将来推計より
 ・認定者数は第1号被保険者及び、第2号被保険者の合計



認知症高齢者数の推移と推計

認知症高齢者数(認知度Ⅱa以上)は、令和5(2023)年度で698人となっています。認知症高齢者数は微減で推移しますが、認定者に対する認知症高齢者の割合(認知症出現率)は70%前後のまま推移する見込みです。

・認知症高齢者数は「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の人数(各年9月末)
 ・令和6(2023)年以降は推計値(令和5(2023)年の「認知症高齢者の日常生活自立度」Ⅱa以上の認定者(第1号被保険者)に占める割合を、将来の要介護(支援)認定者数に乗じて算



5 計画の体系

基本理念

高齢者一人ひとりが輝き、緑豊かな住み慣れた地域で、
安心して暮らせる神石高原町



基本目標

地域包括ケアシステムの推進と深化

基本方針

項目

1 介護予防・健康づくり等の推進

重点
取組

①介護予防・健康づくりの推進

②高齢者の社会参加・生きがいの推進

2 安心できる在宅生活の支援

①生活支援の充実

②多様な住まいの提供

③高齢者にやさしい地域づくり

3 地域包括ケア体制の
深化・推進

①自立支援・重度化防止の推進

重点
取組

②地域共生社会の推進

③地域包括支援センターの機能強化

④高齢者の権利擁護の推進

⑤医療・介護連携の強化

重点
取組

4 「共生」と「予防」の
認知症施策の強化

重点
取組

①普及啓発と予防

②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

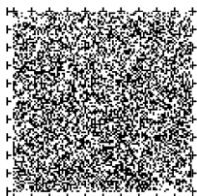
③認知症バリアフリーの推進

5 介護保険サービスの
充実

①介護人材の確保と業務効率化

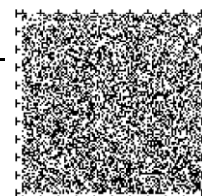
②介護給付の適正化

③保険者機能の強化



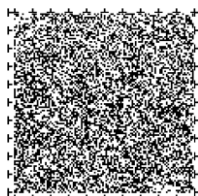
6 施策の展開

1 介護予防・健康づくり等の推進 重点取組	
①介護予防・健康づくりの推進	○介護予防・健康づくりの啓発 ○介護予防・日常生活支援総合事業の推進 ○健康づくりの推進 ○高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
②高齢者の社会参加・生きがいの推進	○高齢者の社会参加の促進 ○協働支援センター連携強化 ○地域資源マップ等の活用 ○地域のサロン支援 ○老人クラブ ○シルバー人材センター ○敬老事業（敬老会）の充実
2 安心できる在宅生活の支援	
①生活支援の充実	○福祉意識の醸成 ○地域福祉活動の推進 ○生活支援体制整備事業の推進 ○高齢者の見守り活動の推進 ○高齢者外出支援の充実 ○在宅生活支援の充実 ○介護に取り組む家族等への支援の充実
②多様な住まいの提供	○多様な住まいの提供
③高齢者にやさしい地域づくり	○防災対策の充実 ○交通安全対策の充実 ○防犯・消費者被害防止対策 ○ユニバーサルデザインの推進 ○防災・感染症対策の推進
3 地域包括ケア体制の深化・推進	
①自立支援・重度化予防の推進 重点取組	○介護支援専門員の資質の向上 ○自立支援型地域ケア個別会議におけるケアマネジメント支援 ○地域リハビリテーション体制の推進
②地域共生社会の推進	○障害者及び子育て支援部署との連携強化 ○共生型サービス指定の推進 ○地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築
③地域包括支援センターの機能強化	○地域包括支援センターの評価を通じた業務改善や体制整備の推進
④高齢者の権利擁護の推進	○高齢者の権利擁護の推進 ○高齢者の虐待防止の推進
⑤医療・介護連携の強化 重点取組	○医療提供体制の充実 ○在宅医療・介護連携の推進
4 「共生」と「予防」の認知症施策の強化 重点取組	
①普及啓発と予防	○認知症を理解する講演会 ○認知症サポーター養成とキャラバン・メイトの活動推進（チームオレンジの整備） ○認知症予防教室（脳いきいき教室）
②医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	○認知症初期集中支援チーム ○認知症地域支援推進員 ○認知症予防カフェ
③認知症バリアフリーの推進	○認知症高齢者等見守り訪問事業 ○高齢者等SOSネットワーク事業の推進 ○若年性認知症の人への支援 ○認知症の人・家族への支援
5 介護保険サービスの充実	
①介護人材の確保と業務効率化	○介護人材の確保 ○業務の効率化 ○介護現場におけるハラスメント対策
②介護給付の適正化	○介護給付費適正化の取組事項（主要3事業） ○介護給付費適正化の取組事項（その他の取組）
③保険者機能の強化	○保険者機能強化推進交付金の活用 ○介護保険保険者努力支援交付金の活用 ○介護現場の安全性の確保及びリスクマネジメントの推進



7 計画の目標一覧

施策	指標	令和 5 (2023) 年度 現 状	令和 8 (2026) 年度末 目 標
1 介護予防・健康づくり等の推進			
	軽度認定率（要支援 1、2 及び要介護 1 の認定率）	13.2%	13.2%以下（維持）
	通いの場の参加者の割合	10.7%	12%
2 安心できる在宅生活の支援			
	町内の高齢者居住施設入居率	69%	80%
	避難行動要支援者名簿の登録率（平常時から名簿情報を提供することに同意した人の率）	62.9%	65%
3 地域包括ケア体制の深化・推進			
	地域ケア会議・地域包括連絡調整会議・地域ケア個別会議の開催回数	年 9 回	年 10 回
	リハビリテーション専門職員派遣件数	年 15 回	年 40 回
	ACP 普及推進員の普及啓発活動回数	年 10 回	年 15 回
4 「共生」と「予防」の認知症施策の強化			
	チームオレンジの設置	1 か所	4 か所
	認知症の本人・家族介護者教室の開催回数	年 0 回	年 12 回
5 介護保険サービスの充実			
	ケアプラン点検の実施	第 8 期計画期間中に 町内全事業所	第 9 期計画期間中に 町内全事業所（継続）
	介護サービス事業所の運営指導件数	年 2 件	年 3 件



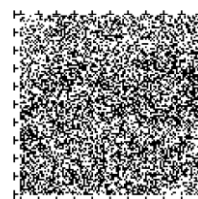
8 介護保険料

本町の第9期介護保険事業計画期間の介護保険料は、次のとおりとします。

第1号被保険者 保険料基準月額	6,350 円
----------------------------	----------------

所得段階	対象者	基準額に 対する 割合	第9期保険料（円）	
			月額	年額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている人または前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.455 (0.285)	2,889 (1,810)	34,668 (21,720)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	0.685 (0.485)	4,350 (3,080)	52,200 (36,960)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	0.69 (0.685)	4,382 (4,350)	52,584 (52,200)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	0.9	5,715	68,580
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	1.0 (基準額)	6,350	76,200
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円未満の人	1.1	6,985	83,820
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が60万円以上120万円未満の人	1.2	7,620	91,440
第8段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.3	8,255	99,060
第9段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.5	9,525	114,300
第10段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.7	10,795	129,540
第11段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.9	12,065	144,780
第12段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.1	13,335	160,020
第13段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.3	14,605	175,260
第14段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	2.4	15,240	182,880

※（ ）内は、軽減後の額。引き続き、公費を投入して低所得者の保険料負担軽減を実施する予定です。
網掛け部分は、町で設定した段階。



コラム

【ACPとは】

「アドバンス・ケア・プランニング(Advance・Care・Planning)」の略です。これは、将来の起こりうる病状の変化に備えて、医療従事者が本人や家族とケア全体の目標や具体的な治療・療養について話し合う過程を指します。もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組です。

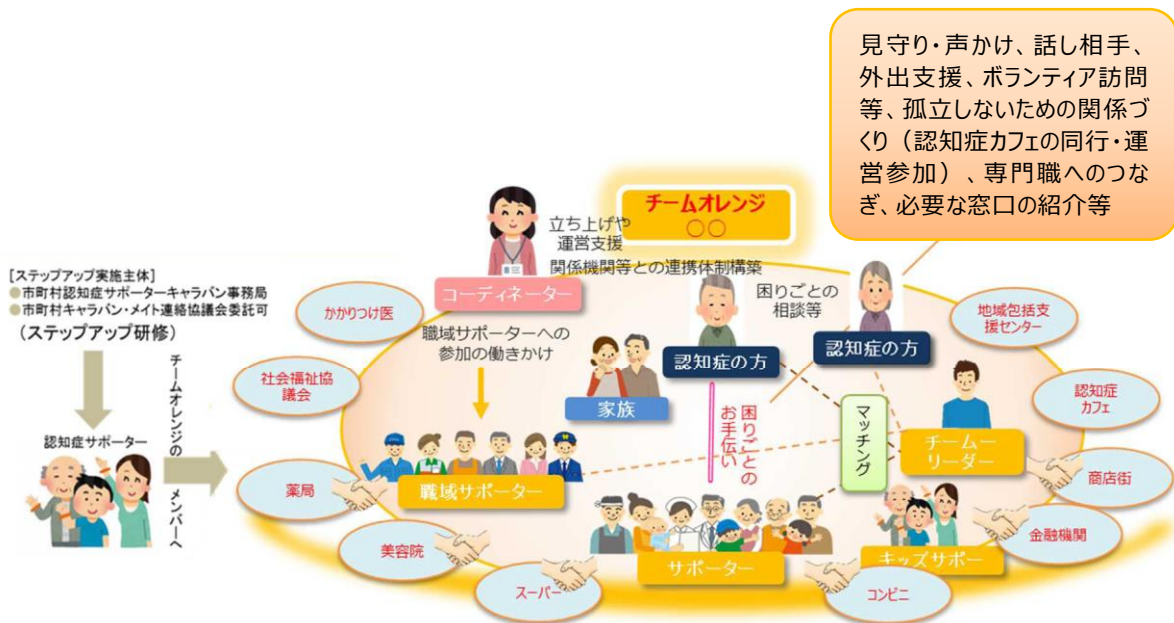
厚生労働省では、ACPをより馴染みやすい言葉となるよう「人生会議」という愛称とロゴマークを採用し、認知度の向上に取り組んでいます。



人生会議のロゴマーク

【チームオレンジとは】

地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みです。



資料：厚生労働省「チームオレンジの取組の推進」

神石高原町第9期高齢者プランの内容に関する問い合わせ先

神石高原町福祉課 〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小島 1701 番地

TEL 0847-89-3535 FAX 0847-85-3541

